

(設置)

第1条 南部町における介護保険に関する事業の円滑かつ適正な運営を図ることを目的とし、必要な事項を協議するために、南部町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者福祉及び介護保険運営に関する次に掲げる事項
 - ア 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に関すること。
 - イ 高齢者の福祉施策の推進に関すること。
 - ウ その他協議会が必要と認めること。
 - (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「サービス」という。）に関する次に掲げる事項
 - ア サービスの報酬設定に関すること。
 - イ サービス事業者の指定に関すること。
 - ウ サービス事業者の指定基準に関すること。
 - エ その他協議会が必要と認めること。
 - (3) 地域包括支援センターに関する次に掲げる事項
 - ア 地域包括支援センターの設置に関すること。
 - イ 地域包括支援センターの公正・中立性の確保に関すること。
 - ウ 地域包括支援センターの職員の確保に関すること。
 - エ その他協議会が必要と認めること。
 - (4) 高齢者虐待に関する次に掲げる事項
 - ア 高齢者虐待の防止及び早期発見に関すること。
 - イ 関係機関等の連携に関すること。
 - ウ その他協議会が必要と認めること。
- 2 協議会は、前項第3号各号に掲げる事項を協議するにあたっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員の定数は、15名以内とし、次に掲げる中から町長が委嘱する。

- (1) 南部町議会教育民生常任委員会
 - (2) 南部町民生委員児童委員協議会
 - (3) 南部町社会福祉協議会
 - (4) 介護関係事業者
 - (5) 介護保険の被保険者、利用者又はその家族
 - (6) 医療、保健、福祉関係者又は学識経験者
 - (7) その他町長が必要と認める者
- 2 委員は、非常勤の特別職とし、南部町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年条例第48条）別表に規定する「前各号に掲げるものの他、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号及び第3号に掲げる特別職の職員」として、報酬及び費用弁償を支給する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長それぞれ1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年以内とし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じて補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 関係機関等のあて職であるものについては、当該関係機関等の職でなくなったときはその日までとし、後任の者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員（議長を除く）の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を徴すること及びその他必要な協力を求めることができる。

(個人情報の保護)

第8条 委員は、個人情報の保護に十分留意し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
(南部町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 南部町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱（平成26年）
 - (2) 南部町地域密着型サービス運営委員会設置要綱（平成18年）
 - (3) 南部町地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成18年）
 - (4) 南部町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱（平成19年）